

秘書発第四一六号

令和三年十月二十日

神社庁長殿

神社本庁秘書部長心得 岩橋克



代理人弁護士による「元神社本庁職員らによる地位確認請求訴訟の上告に関する報告」について
標記の件、元神社本庁職員らによる地位確認請求訴訟の上告について、代理人弁護士から神社本庁に対して報告
書が提出されました。つきましては当該内容について、神社庁長に於かれましても御承知置き戴きたく、別添の通
りお知らせ致します。

尚、代理人弁護士からの報告を評議員にも通知したことを申し添へます。

以上

元神社本庁職員らによる地位確認請求訴訟の上告に関する報告

令和3年10月18日

弁護士 浅井 隆

本庁は、令和3年10月8日付「元神社本庁職員らによる地位確認請求訴訟の上告について」にてお知らせしたとおりの必要性から上告をしたものですが、今後、評議員の皆様には、より正確に事態をご理解いただきご協力を頂こうと、定期的に本件の状況をご説明していこうと考えております。

そこで、まず今回は、高裁判決の判断の中で、神社界全体の秩序の観点から、到底理解出来ず納得できないと思われることのいくつかを、お示しします。本庁が上告したことをご理解をいただけるかと存じます。

前掲御報告したとおり、高裁判決は、①本庁役員が背任行為をしたとは認められない、②反社会的勢力との結託をしているかの記載は本庁の信用を毀損し本庁の秩序を乱す、と認定してくれました。

しかし、本件文書、つまりいわゆる原告稲が作成した檄文の交付行為について、高裁判決は次のように認定・評価しました。

「控訴人は、被控訴人稲が本件文書を交付した行為について、内部において不正行為の是正に向けた努力をすることなく、本件文書を作成・交付し、それがそのまま広く伝播することに任せたものであり、通報の手段方法として相当といえない旨主張する。

しかし、引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(1)カ(補正後のもの)に判示するとおり、被控訴人稲が自ら行った行為は、控訴人組織の一員である理事2名に対する本件文書の交付にとどまり、結果として、本件文書(匿名化版)が多数の関係者らマスコミにまで配布される事態が生じたことについては、それが被控訴人稲の意思に反するものであったとは認められず、その責任の一端が同人にあることは否定できないとしても、本件文書の拡散行為に被控訴人稲自身に関与した事実は認められず、被控訴人稲にこれを阻止する手段があったとも認め難い。そうすると、被控訴人稲について、内部において不正行為の是正に向けた努力をすることなく、本件文書は広く伝播するに任せたと評価するとはできない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。」

しかし、皆さん、我々の常識からしてこういう認定をどう思われますか。

評議員の皆さんは、原告稲が作成した檄文(本件文書)を読んでいると思います。檄文(本件文書)には、「同僚及び諸先輩方を叱咤し、決起と奮起を求める」と冒

頭にあり、最後にも同じ内容のものがあります。内容を見ても、多くの役職員を名指しで背任行為に加担している旨の記載です。最後に、「今こそ渾身の勇気を奮ふのだ」とも煽動しています。

これが、「理事2名に対す」る文書でしょうか。こういった檄文の宛名や内容から、本当に「拡散」の意図はなかったと思いますか。理事2名にだけに対し、「今こそ渾身の勇気を奮ふのだ」と求めますか。

他方で、高裁判決は、次によいにも判示しています。

「被控訴人稲は、控訴人の理事2名のみに対し本件文書を交付したものであるが、その内容は、上記のとおり、控訴人の関係者ら全般に向けて人事の一新等のために行動を起こすことを呼び掛けるものであり、また、上記交付に当たり被控訴人稲が理事2名に対し本件文書の秘匿を特に依頼した事実もうかがわれなないことからすれば、被控訴人稲としては、交付した理事2名を起点として、本件文書の記載内容に理解を示す可能性のある控訴人の理事等の関係者らに本件文書が交付される事態が生じることを全く想定していなかったとは考え難く、むしろ、そのような事態が生じ得ることを認識し、これを容認する意図の下で本件文書を理事らに交付したものと認めるのが相当である。そして、その結果として、本件文書の作成者部分が墨消しされた本件文書（匿名版）が、控訴人の事務所、少なくとも8つの県神社庁、石清水八幡宮等の神社のほか、マスコミの一部にも郵送され、控訴人の包括する神社の関係者が閲覧する SNS である神社ネットに掲載されるなどしているところ（1（9）ア）、これらの事態に被控訴人稲自身が関与した事実は認められないものの、被控訴人稲の上記認識・意図等に鑑みれば、それが被控訴人稲の意図に反するものであったとは認め難く、結果的にこれらの事態が生じたことについての責任の一端が被控訴人稲にあることは否定できないというべきである。」

つまり、一方で、原告稲の中途半端な関与は認めているとも読めます。

このような中途半端な関与しか認めなかったことが、原告稲に対する懲戒解雇がいわば重すぎるとして、有効とは認めらなかったのです。

しかし、檄文が広く伝播したことは、評議員の皆さんご理解いただけると思いますが、これによって神社界の秩序が大きく傷つけられました。

それ由、本庁としては、こういう中途半端な認定・評価をする高裁判決には納得できず、上告した、ということです。

今回のような説明文書は、繰り返しになりますが、評議員の皆さんの理解を深めていただくため、今後、いくつかの題材を取り上げて、発信する予定としています。

以上